

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あんこう網漁業	漁業者の数 22人 (漁具の統数 22統)	制限なし	制限なし	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	別記 漁業を営む者の資格

別記 漁業を営む者の資格

- 1 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
- 2 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- 3 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- 4 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 5 適切な資源管理を実践できる者
- 6 漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月9日から令和7年10月20日まで

3 現状の許可件数

漁業種類	(A) 許可限度数	(B) 既許可件数	(A－B) 許可可能数
あんこう網漁業	22人	21人	1人